

令和2年度

第11回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和2年度第11回江別市農業委員会定例総会議事録

令和3年3月30日(火) 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員(20名)

佐藤和人
大井川和雄
西純一
三好雄一
百瀬誠記
田中浩一
中田和孝
清水雅彦
山田保彦
伊藤良明
保倉浩行
中島清文
佐藤昇
得能謙二
渡部正廣
工藤多希子
山口利夫
長谷川礼子
松下博樹
浅野目貴史

2 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	斉藤幸治
	主幹	前田幸一
	主査	川合正洋
	主任	大野慶廣
	主任	金澤由希
	主事	田中美咲

3 議事日程

- | | | |
|-------|------------|---------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第42号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第5 | 報告第43号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について |
| 日程第6 | 報告第44号 | 第5回農政常任委員会開催結果報告について |
| 日程第7 | 報告第45号 | 第11回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第8 | 報告第46号 | 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定について |
| 日程第9 | 議案第27号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第10 | 議案第28号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分) |
| 日程第11 | 議案第29号 | 第11回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第12 | 議案第30号 | 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第13 | 議案第31号 | 買受適格証明願について |
| 日程第14 | 議案第32号 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |

4 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和2年度第11回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、保倉委員、松下委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和2年度第11回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和3年3月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和2年度第10回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第42号

- 議長 日程第4 報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
を議題といたします。
内容の説明をさせます。
大野主任。

○大野主任 報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明申し上げます。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのはNo.4の1件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、現況地目 畑18筆、原野1筆 計71,877.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第42号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第42号を終結いたします。

◎報告第43号

○議長 日程第5 報告第43号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第43号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.35及びNo.36の計2件でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第43号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第43号を終結いたします。

◎報告第44号

○議長 日程第6 報告第44号 第5回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○農政常任委員長 報告第44号 令和2年度第5回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件につきましては、「令和4年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書等について」の1項目です。

意見書の原案について事務局から説明を受け、引き続き次回も意見書を修正することにいたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第44号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

(農政常任委員長は質疑終了後、自席へ戻る。)

以上で報告第44号を終結いたします。

◎報告第45号

- 議長 日程第7 報告第45号 第11回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長 報告第45号 令和2年度第11回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第5条の規定による許可申請について (知事処分)

付議事件3 第11回農用地利用集積計画の決定について

付議事件4 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

付議事件5 買受適格証明願について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、相当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第45号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第45号を終結いたします。

◎報告第46号

- 議長 日程第8 報告第46号 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

- 金澤主任 報告第46号 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定について、ご説明申し上げます。

今回裁定を受けましたのは、No.3の1件でございます。

内容につきましては、所有権移転により第三者へ経営継承を行ったものでございます。経営継承終了日、処分対象農地等につきましては、記載のとおりでございます。

所有権移転については、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画が定められており、内容を審査確認のうえ独立行政法人農業者年金基金へ裁定請求書を提出し、裁定を受けたものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第46号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第46号を終結いたします。

◎議案第27号

○議長 日程第9 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.8からNo.18の11件でございます。

No.8は、周囲を囲まれた小面積農地所有の法人と周囲地を耕作する個人との間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.9は、過去に該当農地を売った相手方から買戻し再参入する個人へ所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.10は、法人と個人の農業者との間で賃借権の設定が1年でなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.11からNo.12は、土地所有者である個人と福祉目的で参入する非営利団体の特別法人との間で、農業をしなくなった時に契約解除となる解除条件付賃借権の設定が5年でなされるもので、農地法第3条第3項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.13からNo.18は、法人と個人及び共有名義の農業者との間で権利の設定がなされるもので、No.13からNo.16は賃借権の設定が3年でなされ、No.17からNo.18は使用賃借権の設定が3年でなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、11件15筆 計149,903.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第27号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第27号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請11件、可とする決定をいたしたいと思ひます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第28号

○議長 日程第10 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.2の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内における権利の設定又は移転を伴う転用で、道知事処分事件になるものでございます。

内容としては、営農を継続しながら農地の上空部分に太陽光発電施設を設置するため、支柱部分について一時転用するもので、平成26年度第9回農業委員会総会で可とする意見を付する旨決定された案件の3回目の更新を行うものであります。

このことにつきましては、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、1件 畑43筆394.3412㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第28号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第28号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請11件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思ひます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第29号

○議長 日程第11 議案第29号 第11回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第29号 第11回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが4件32筆153, 911.00㎡、利用権設定に係るものが34件198筆1, 741, 630.94㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第29号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、所有権移転のNo.68並びに利用権設定のNo.142、No.144、No.146、No.148、No.150、No.152、No.154、No.156、No.158、No.160、No.162、No.164及びNo.166を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第29号の所有権移転のNo.68ほか計14件を除き採決いたします。

第11回農用地利用集積計画の決定について、申出24件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き議案第29号の所有権移転のNo.68に対する質疑に入りますが、西委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(西委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第29号の所有権移転のNo.68を採決いたします。

第11回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

西委員の復席を願います。

(西委員復席)

引き続き議案第29号の利用権設定のNo.142、No.144、No.146、No.148、No.150、No.152、No.154、No.156、No.158、No.160、No.162、No.164及びNo.166に対する質疑に入りますが、百瀬委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(百瀬委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第29号の利用権設定のNo.142ほか計13件を採決いたします。

第11回農用地利用集積計画の決定について、申出13件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

百瀬委員の復席を願います。

(百瀬委員復席)

◎議案第30号

○**議長** 日程第12 議案第30号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○**大野主任** 議案第30号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき江別市の農業振興地域整備計画を変更するにあたり、市長から当委員会へ意見を求められているものでございます。

今回意見を求められておりますのは、7件でございます。

変更理由及び内容について、ご説明申し上げます。

7件ともに共通しているのは、この地域において長期的に安定的な農業経営を継続していくため、農振白地地域である農用地区域外から農用地区域に今回編入するものでございます。

いずれの土地も、近い将来において非農業的土地利用を見込んでおりましたが、現在まで、また今後についても具体的な非農業的土地利用の計画はなく、継続して優良な農地として耕作されている農業地域となっております。

今後も10年以上継続して農地として活用していくことが見込まれ、地域の担い手へ農地を集約するうえでも国の助成金や税の優遇措置等が受けられ、将来に渡り安定した農業経営が継続できるよう、周辺の農用地区域内の農地と一体的に活用していくための農地及び農業用施設用地として、この度、農用地区域に編入するものでございます。

申請に係る整備計画の変更につきましては、法令が定める農用地区域の設定基準である10haの規模の一団の農地に該当させることが妥当と考えられるため、法令上の要件を満たすものと判断いたします。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第30号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第30号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請7件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第31号

○議長 日程第13 議案第31号 買受適格証明願についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第31号 買受適格証明願について、ご説明申し上げます。

買受適格証明とは、農地の競売へ参加可能な農業者であると証明することであり、

今回願出がありましたのは、No.11からNo.13の3件で、願出地の所在、地番等詳細につきましては資料記載のとおりでございます。

内容につきましては、農地の競売で、札幌地方裁判所より競売開始の決定がなされているものでございます。

願出人は、3名すべて営農実績のある農業者で、いずれもこの度の競売に参加し、当該地の取得により規模拡大を目指すものでございます。

願出内容については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、適格であるものと考えられます。

なお、願出人の中から最高額落札者が出た場合、所有権移転への農地法第3条の許可申請が別途必要となりますが、農林水産省通知により、許可等手続の迅速化を図るために会長専決により許可をして差し支えない旨の議決を行うこととされております。

よって、今回の買受適格証明願と同一内容で、最高額落札者となった買受適格証明者から農地法第3条の許可申請がなされた場合は、会長専決により許可する決定を併せて求めるもので、当該許可をした場合につきましては、速やかに総会にてご報告申し上げます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第31号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第31号を採決いたします。

買受適格証明願について、願出3件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第32号

○議長 日程第14 議案第32号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

○前田主幹 議案第32号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされております。

農林水産省の通知では、

- ・毎年度3月末までに案を作成し、ホームページ等により公表するものとする。
- ・30日以上期間を設けて、地域の農業者等から意見・要望等を募集するものとし、意見・要望等については農業委員会としての考え方を公表するものとする。
- ・意見・要望等を踏まえ、毎年度5月末までに決定し、ホームページ等により公表するものとする。

とされております。

こうしたことから、添付のとおり、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案、そして令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案を取りまとめております。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

この案に承認いただけましたら、3月末までにホームページに公表し、ご意見やご要望を募集いたします。

なお、募集結果につきましては、5月の総会で報告いたします。

以上でございます。

○議長 これより議案第32号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第32号を採決いたします。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案について、可とすることに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和2年度第11回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後4時03分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員